

保護者 各位

富谷市保健福祉部子育て支援課

施設等利用給付費請求について (幼児教育・保育無償化対象者の保育料助成について)

子育て支援事業につきまして、日頃より御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
本請求は、無償化対象施設を利用した幼児教育・保育無償化対象者へお支払い頂いた保育料の一部を助成するための請求です。

つきましては、ご下記の通り実施いたしますので、必要書類を添えて申請願います。

記

1. 提出期間

保護者提出期間：令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年 10 月 16 日（金）まで
【期限厳守】

2. 提出先 富谷市役所子育て支援課（出張所での受付は行いません。）

申請に必要な書類

- (1) 施設等利用費請求書（様式第 12 号）
- (2) 領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書
- (3) 活動報告書

※ (1)、(2) は本請求を行う全ての方が必要です。

※ (3) はファミリーサポートセンターを利用された方のみ提出が必要です。

※ (2) は利用した施設に記入して頂いて下さい。既に施設等の様式で領収書や提供証明書を受けている場合は、その書類の提出をもって (2) の提出を省略することが可能です。

【注意事項】

1. 請求対象者

以下の表の要件に全て該当する方が対象となります。

※認定を受ける為には、施設等利用給付認定（新 2 号、新 3 号認定）を受ける必要があります。
認定を受けていないお子さんは保育料の請求ができませんのでご注意ください。

認定区分	要件
施設等利用給付 2 号認定 (新 2 号認定)	・ 3 歳児～5 歳児のお子さん ・ 保育の必要な事由に該当する世帯
施設等利用給付 3 号認定 (新 3 号認定)	・ 0 歳児～2 歳児のお子さん ・ 保育の必要な事由に該当する世帯 ・ 市区町村民税非課税世帯

※ 4 月～8 月までは前年度分、9 月以降は当該年度分の市区町村民税額を適用します。

※裏面もご覧ください⇒

2. 無償化対象施設

対象施設	新2号認定	新3号認定
認可外保育施設 一時保育事業 病児・病後児保育 ファミリーサポートセンター	月額37,000円まで	月額42,000円まで

3. 請求対象期間

令和8年4月分から令和8年9月分まで

お問い合わせ先
富谷市役所 子育て支援課
TEL 022-358-0516